

## Contents

---

### AIPPI Bureau

---

#### ・年頭挨拶

年頭にあたり、AIPPI 会員の皆様のご健勝とご多幸とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

*(Yoon Bae Kim, President of AIPPI)*

(英語版詳細：

[http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/New\\_Year\\_greeting.html](http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/New_Year_greeting.html))

#### ・ソウル総会の準備：Secretary General のチームがソウル訪問

2011年12月、General Secretariat の Stephan Freischem (Secretary General)、Laurent Thibon (Deputy Secretary General)、および Cinzia Petruzzello が2日間の日程でソウルを訪れ、Yoon Bae Kim (President) と合流して、ソウル総会組織委員会に参加しました。今回の訪問では、総会の運営に関わる韓国部会の会員の皆様、および会議運営会社との会合も行いました。さまざまな行事の会場を視察し、韓国の首都で開催される本年の総会に大きな期待を抱いています。

*(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)*

(英語版詳細：

[http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/AIPPI\\_Seoul\\_Congress.html](http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/AIPPI_Seoul_Congress.html))

---

### AIPPI Committees

---

#### ・レポート：Programme Committee 会合—2012年1月9日、アムステルダム

2012年1月9日にアムステルダムで開催された Programme Committee の会合では、2012年ソウル総会と、2013年ヘルシンキ・フォーラム／執行委員会の学術プログラムに関するいくつかの問題について検討しました。この会合には、Thierry Calame

(Reporter General) が参加しました。

(AIPPI Programme Committee)

(英語版詳細 :

[http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/Programme\\_Committee.html](http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/Programme_Committee.html))

---

## AIPPI Congress 2012

---

### ・ソウル総会議題の作業ガイドライン

2012年ソウル総会の議題は以下の通りです。

[議題 229 権利付与後の特許手続における出願経過の使用](#)

[議題 230 通過中の物品による当該国での商標侵害](#)

[議題 231 工業製品に対する意匠保護と著作権保護の相互作用](#)

[議題 232 伝統的知識の知的財産法との関連性](#)

各議題の作業ガイドラインを見るには、それぞれのリンクをクリックしてください。すべての会員の皆様に、所属する部会における議題の検討に積極的に参加していただきたいと考えています。参加を希望する場合は、部会の会長または事務局長にその旨をお伝えください。各部会による議題の検討が大きな成果を上げるよう願うとともに、2012年5月18日(金)までの部会レポート提出をお待ちしています。

(AIPPI General Secretariat)

### ・第43回 AIPPI 国際総会—2012年10月20日～24日、ソウル

今回の国際総会は韓国のソウルで開催されます。知的財産の各分野の実務者をはじめ、世界中から2000名以上の参加があると予想しております。世界各国の知財従事者にアピールできる絶好の機会を生かすため、総会のスポンサー、出展者、さらにはメディアパートナーになることもできます。

(AIPPI General Secretariat)

(英語版詳細 : <http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/Congress.html>)

---

今後の行事

---

・2012年 AIPPI 中国／アジア知財セミナー—2012年4月11日・12日、北京  
AIPPI 中国部会は Bureau と共同で、2012年4月11日と12日の両日、北京において  
2012年 AIPPI 中国／アジア知財セミナーを開催します。

登録用紙付きのプログラムが、[こちら](#)および本部ウェブサイト [www.aippi.org](http://www.aippi.org) の  
Meetings のセクションから入手できるようになりました。

(AIPPI General Secretariat)

---

### 各国部会

---

・レポート：HGS v. Eli Lilly 事件の英国最高裁判決に関する英国部会におけるミー  
ティング

2011年11月、英国部会は HGS v. Ely Lilly 事件の最高裁判決について話し合うため、  
約60名の会員によるミーティングを行いました。この判決で興味深かったのは次の点  
です。(i) バイオテクノロジー発明に対する、産業上の利用可能性テストの適用につい  
てガイダンスを示していること。(ii) 珍しいことに、アミカス・キュリエ（第三者の意  
見書）が提出され、大きな影響を及ぼしたこと。(iii) 下級審（特許裁判所と控訴裁判所）  
が異なる判断をした状況において、EPO と同じ結論に達しようと努力したこと。EPO  
技術審判部 3.3.04 の元審判長で、拡大審判部メンバーである Dr. Ursula Kinkeldey 氏  
の講演は、最高裁が最終的に従った EPO 判例法の主要な部分についての貴重な洞察が  
得られる内容でした。

(Ashley Roughton, UK National Group Reporter, Hogarth Chambers, Lincoln's Inn,  
London, United Kingdom)

(英語版詳細：

[http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/Report\\_on\\_meeting.html](http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/Report_on_meeting.html))

・SPC—Medeva 事件、Georgetown 事件の CJEU 判決への速やかな対応

2011年11月、英国部会は、Medeva 事件（C322/10）および Georgetown University  
事件（C422/10）における、SPC 規制（EC/469/2009）第3条(a)および(b)の要件に関  
する欧州司法裁判所（CJEU）の判決についてミーティングを行い話し合いました。医  
薬品販売許可を受けている有効成分と、特許を受けている有効成分との間で不一致があ  
る配合剤について、SPC（医薬品に関する保護期間延長証明）規制をどのように解釈す

べきかに関し、数々の事件が欧州司法裁判所へ付託されてきましたが、この不透明さが解消されるという期待から、これらの判決は待ち望まれていました。

*(Ashley Roughton, UK National Group Reporter, Hogarth Chambers, Lincoln's Inn, London, United Kingdom)*

(英語版詳細：<http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/SPCs.html>)

---

## 政府機関 & NGO

---

### ・ FICPI 総会－2012年4月15日～21日、メルボルン

FICPI 総会 (World Congress) は、一流の専門家や裁判官、知財当局とのディスカッションに参加 (またはオブザーバーとして参加) することにより、世界規模で知的財産法の今後の方向性に影響を及ぼすことができる絶好の機会です。世界各国の著名な講演者が出演する優れた技術プログラムとともに、メルボルンの魅力を最大限に生かした交流プログラムやツアーも計画しています。

今回の総会の特徴は、複数セッションの同時進行を初めて取り入れ、参加したいセッションを選べるようにしたことです。FICPI では JPAA に対し、2012 年メルボルン総会による CLE 単位の認定を申請する予定です。

参加の登録をするには、[こちら](#)をクリックしてください。詳細は [www.ficpi2012.org](http://www.ficpi2012.org) でご覧になることができます。

*(FICPI)*

---

## 記事・解説

---

### ・ USPTO トラック I 優先審査についての庁からの報告

2011 年 9 月 26 日、USPTO は米国発明法の可決を受けて、ある一定の出願に対する優先審査を行うための新たな制度を導入しました。この「トラック I」優先審査を利用すれば、出願人は \$4800 (小規模事業者は \$2400) の手数料で、特許出願を 12 カ月以内に最終処分状態にすることができます。この記事では、このプログラムに参加するための要件や条件について紹介します。この制度は、出願人が早急な特許の実施や実施許諾を計画している場合、パテントプールや PPH (特許審査ハイウェイ) の戦略がある

場合などに重要になります。

*(Anne L. St. Martin, Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P., Alexandria, Virginia, USA)*

(英語版詳細：<http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/USPTO.html>)

### タイ商標法の新たな時代

タイ政府の自治委員会と内閣は、長期にわたる検討を経て、タイ商標法の改正案を承認しました。現在は国会で最終的な審議が行われており、2012年6月頃に官報に公示され、施行される予定です。

タイ商標法の改正案には、商標制度における数々の重要な改正が含まれています。この記事では、その中でも最も重要な事項、すなわち

- ・「標章」の定義と、
- ・商標に識別力がある状態

の2つについて説明します。このような問題を管轄する知的財産局は、今回の改正によって、タイにおける商標保護の範囲が拡大されるとともに、登録プロセスが容易化、迅速化されると考えています。

*(Panisa Suwanmatajarn, Siam Premier International Law Office Limited, Bangkok, Thailand)*

(英語版詳細：

<http://www.aippi.org/enews/2012/edition22/Thai Trade Mark.html>)

---

### フィードバック

---

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) までメールでお寄せください。

#### ・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いいたします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44  
280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | [enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members :

Alan J. Kasper

Klaus Haft

Jehyun Kim

Kristian Fredrikson

Raffaella Arista

Martin Michaus

Carolyn Harris

Gaston Richelet

Emmanuel Larere

Johnny Fiandeiro

Bill Mayo

Petri Rinkinen

-----  
免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。